

認定個人情報保護団体業務実施規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般財団法人放送セキュリティセンター（以下「当財団」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務（以下「認定業務」という。）等について、必要事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規程において使用する用語は、本規程において新たに定義されるもの以外は、個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号。以下「放送分野ガイドライン」という。）において使用する用語の例による。

第2章 実施体制

（個人情報保護センター）

第3条 当財団は、定款第42条に基づいて設置する個人情報保護センター（以下「当センター」という。）において、認定業務を実施する。

（管理運営委員会への報告）

第4条 当センターは、定款第43条に基づいて設置する管理運営委員会に対して、当センターの認定業務が適正に行われているかについて定期的に報告し、評価を受ける。

第3章 対象事業者

（対象事業者）

第5条 当財団の認定業務の対象者（以下「対象事業者」という。）となろうとする者は、次の者とする。

（1）当財団の賛助会員のうち、放送分野にかかる事業者

（2）認定業務の対象となることについて同意した、放送分野にかかる事業者

2 前条各号に定める対象事業者となろうとする者は、別途定める書面を提出することをもってその旨を申し出るものとし、別途定める個人情報保護センター会員審査規程に従い、会員審査会の承認を得なければならない。

- 3 対象事業者が認定業務の対象から外れることを希望する場合は、当該対象事業者は別途定める書面を提出することをもってその旨を申し出るものとし、当財団は当該書面の受領をもって、当該対象事業者を当財団の対象事業者登録名簿から抹消する。但しその場合においても、当該対象事業者が既に納入済みの会費については返却しない。
- 4 当財団は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者としての登録を取り消す事が出来る。
 - (1) 申請書記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき
 - (2) 第7条に定める義務を怠ったとき
 - (3) 第8条に定める年会費の支払いを怠ったとき
- 5 当財団は、対象事業者の氏名又は名称、及び連絡先を公表する。対象事業者の追加もしくは削除又は公表事項に変更があったときも同様とする。

(対象事業者の権利)

- 第6条 対象事業者は、本人その他関係者から直接受けた苦情等に関し、当財団に当該苦情等の解決のため相談することができる。
- 2 対象事業者は、当財団から個人情報及び匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供を受けることができる。

(対象事業者の義務)

- 第7条 対象事業者は、個人情報保護法、放送分野ガイドライン及び個人情報保護指針を遵守し、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。
- 2 対象事業者は、当財団が対象事業者に対し必要な範囲で指導、勧告その他の措置を行った場合はその措置に従わなければならない。
 - 3 対象事業者は、当財団が本人その他関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情を受け、当該対象事業者に対し当該苦情の迅速な解決を求めたときは誠実に対応しなければならない。
 - 4 対象事業者は、当財団が前項の苦情解決のため、文書もしくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは誠実に対応しなければならない。

(対象事業者の年会費等)

- 第8条 対象事業者は、当財団から対象事業者登録通知証を受領後1ヶ月以内及び、その後は本規程第12条第1項に定める会計年度ごとに、別途定める年会費を納入しなければならない。但し、賛助会員である対象事業者並びに一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本民間放送連盟に加盟している対象事業者は除く。
- 2 認定業務のうち、個人情報保護法第47条第1項第3号に定義される業務の実施に係わる料金は別途定める。

第4章 業務

(個人情報保護指針)

第9条 当財団は、個人情報保護法第53条に定める個人情報保護方針を作成、公表し、対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる。

(業務)

第10条 当財団は、前条のほか次に掲げる認定業務を行う。

(1) 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する本人その他関係者からの苦情の処理

(2) 個人情報等の適切な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

(3) その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(責務)

第11条 当財団は、苦情の申し出に対し、当事者の一方に偏する事なく、また特定のものを不当に差別的に取り扱う事なく、公正、迅速、誠実に対応し、解決に努める。

2 当財団は、研修等により苦情の受付・対応を担当する者の育成に努める。

3 当財団の責任者を含めた職員又は職員であった者は、正当な理由がない限り、認定業務の実施に際して知り得た情報を漏らしてはならない。

4 前条のほか認定業務の具体的運用は、別途定める細則に従う。

第5章 会計

(会計)

第12条 認定業務に関する会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 当財団は、毎年度認定業務に係わる事業収支見積及び収支決算を作成し、ホームページ等で公表する。

第6章 雑則

(認定業務の廃止)

第13条 当財団が認定業務を廃止するときは、管理運営委員会と協議する。

(規約の変更)

第14条 当財団が本規程を変更するときは、管理運営委員会と協議する。

附 則

1. 本規程は、平成17年4月12日から制定施行する。
2. 改正 平成17年8月1日
3. 改正 平成18年6月29日
4. 改正 平成25年4月1日
5. 改正 平成29年6月7日
6. 改正 平成30年6月6日
7. 改正 令和4年4月12日